

次期「北海道感染症予防計画」(素案)について

「感染症予防計画」に係る国の動き等

- 新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、令和4年12月に成立した**改正感染症法**により、**次の感染症危機に備えるため、都道府県が平時に定める予防計画**について、
 - ①**保健・医療提供体制に関する記載事項を充実**するとともに、
 - ②感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして**厚生労働省令で定める体制の確保**について**数値目標を定める**こととし、
 - ③**保健所設置市等**は都道府県の計画を踏まえ**新たに**平時に**予防計画を策定**することとされた。（令和6年4月1日施行）

- また、都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更するに当たっては、医療法第30条の4第1項に規定する**医療計画**及び**新型インフルエンザ等対策特別措置法**第7条第1項に規定する**都道府県行動計画**との**整合性の確保**を図らなければならないこととされた。

- **都道府県は予防計画を策定**するにあたっては、**国が定める基本指針に即して作成**することとされており、国が定める基本指針についても、令和4年12月に成立した**改正感染症法**の内容を踏まえて、記載事項を充実させることとされた。

（予防計画）

第十条 都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下この条及び次条第二項において「**予防計画**」という。）を定めなければならない。

6 都道府県は、**予防計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、その区域内の感染症の予防に関する施策の整合性の確保及び専門的知見の活用を図るため、あらかじめ、次条第一項に規定する都道府県連携協議会において協議**しなければならない。

7 都道府県は、**予防計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市町村（保健所を設置する市及び特別区（以下「保健所設置市等」という。）を除く。）の意見を聴かなければならない。**

14 保健所設置市等は、基本指針及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める**予防計画に即して、予防計画を定めなければならない。**

都道府県の「予防計画」の記載事項の充実等

平時からの備えを確実に推進するため、**都道府県の「予防計画」の記載事項を充実**。記載事項を追加するとともに、病床・外来・医療人材・後方支援・検査能力等の確保について**数値目標を明記**。
 (新たに**保健所設置市・特別区**にも**予防計画の策定を義務付け**。ただし、記載事項は★義務と☆任意を付した部分に限る。)

現行の予防計画の記載事項	予防計画に追加する記載事項	体制整備の数値目標の例（注1）
1 感染症の発生の予防・まん延の防止のための施策★		
2 医療提供体制の確保		<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定締結医療機関（入院）の確保病床数 ・ 協定締結医療機関（発熱外来）の医療機関数 ・ 協定締結医療機関（医療人材）の確保数 ・ 協定締結医療機関（後方支援）の医療機関数 ・ 協定締結医療機関（自宅療養者等への医療の提供）の医療機関数 ・ 協定締結医療機関（PPE）の備蓄数量
	①情報収集、調査研究☆	
	②検査の実施体制・検査能力の向上★	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査の実施件数（実施能力）★ ・ 検査設備の整備数★
	③感染症の患者の移送体制の確保★	
	④宿泊施設の確保☆	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定締結宿泊療養施設の確保居室数 ☆
	⑤宿泊療養・自宅療養体制の確保（医療に関する事項を除く）★	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定締結医療機関（自宅療養者等への医療の提供）の医療機関数（再掲）
	⑥都道府県知事の指示権限・総合調整権限の発動要件	
	⑦人材の養成・資質の向上★	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数★
	⑧保健所の体制整備★	
3 緊急時の感染症の発生の予防・まん延の防止、医療提供のための施策★	※緊急時における検査の実施のための施策を追加。★	

(注1) 予防計画の記載事項として、体制整備のための目標を追加。上記は、現時点で想定している数値目標の例。具体的には、国の基本指針等に基づき、各都道府県において設定。対象となる感染症は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症。計画期間は6年。

(注2) 都道府県等は、予防計画の策定にあたって、医療計画や新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画との整合性を確保。

感染症指定医療機関指定状況（北海道）

区分	区域	基準病床数	指定医療機関	指定病床数	
第一種	北海道	2	市立札幌病院	2	
第二種	南渡島	6	市立函館病院	6	
	南檜山	4	北海道立江差病院	4	
	北渡島檜山	4	八雲総合病院	4	
	札幌	10	市立札幌病院	6	
	後志	4	小樽市立病院	2	
			倶知安厚生病院	2	
	南空知	4	岩見沢市立総合病院	4	
	中空知	4	砂川市立病院	4	
	北空知	4	深川市立病院	4	
	西胆振	4	市立室蘭総合病院	4	
	東胆振	4	苫小牧市立病院	4	
	日高	4	浦河赤十字病院	4	
	上川中部	6	市立旭川病院	6	
	上川北部	4	名寄市立総合病院	4	
	富良野	4	北海道社会事業協会富良野病院	4	
	留萌	4	留萌市立病院	4	
	宗谷	4	市立稚内病院	4	
	北網	4	北見赤十字病院	2	
			網走厚生病院	2	
	遠紋	4	広域紋別病院	2	
			遠軽厚生病院	2	
	十勝	6	帯広厚生病院	6	
	釧路	4	市立釧路総合病院	4	
	根室	4	市立根室病院	4	
	基準病床数（第二種）計		96	指定病床数（第二種）計	92
	合計		98	合計	94

区分	区域	基準病床数	指定医療機関	指定病床数
結核病床 （第二種感 染症指定医 療機関）	北海道	46	市立函館病院	10
			国立病院機構函館病院	0
			国立病院機構北海道医療センター	21
			JCHO北海道病院	46
			小樽市立病院	4
			砂川市立病院	6
			市立室蘭総合病院	24
			国立病院機構旭川医療センター	20
			市立釧路総合病院	10
指定病床数 計				141

➤ 第一種感染症指定医療機関

- ✓ 一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関と知事が指定した病院
- ✓ 配置基準は、都道府県に1カ所 2床

➤ 第二種感染症指定医療機関

- ✓ 二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院
- ✓ 原則、二次医療圏ごとに1カ所
- ✓ 人口に応じ病床数を指定
- ✓ (人口30万人未満:4床、30万人以上100万人未満:6床、100万人以上300万人未満:10床)

➤ 結核病床

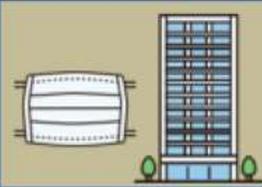
- ✓ 都道府県ごとに適正な基準病床を算定

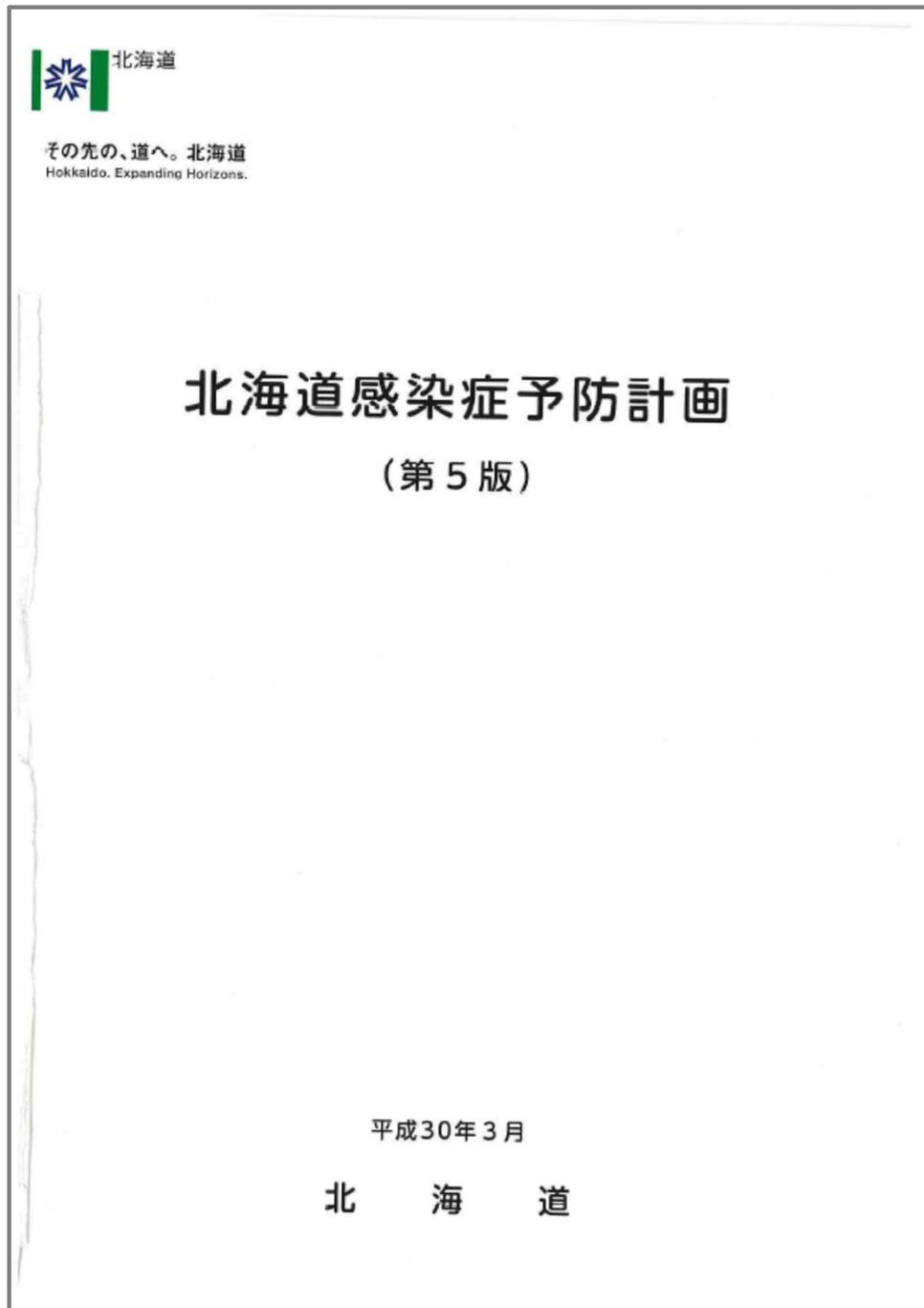
➤ 結核指定医療機関

- ✓ 結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所又は薬局
- ➔ 結核患者の通院医療（適正医療）を担当

次期「北海道感染症予防計画」(素案) の概要について

感染症予防計画等の計画期間

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
 <p>北海道医療計画</p>	【計画期間】 5年間					【計画期間】 5年間					【計画期間】 6年間					【計画期間】 6年間						
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新興感染症等を追加 																					
 <p>北海道 感染症予防計画</p>	【計画期間】 10年間										【計画期間】 6年間					【計画期間】 6年間						
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 結核予防計画を感染症予防計画へ統合 ▶ 「北海道保健医療福祉計画」の部門別計画として位置付け 										<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「北海道保健医療福祉計画」の廃止に伴い、個別計画へ ▶ 「北海道結核予防プラン」策定 					<ul style="list-style-type: none"> ▶ 改正感染症法が令和6年4月施行 ▶ 有事に備える記載の充実、数値目標 						
 <p>北海道 新型インフルエンザ等 対策行動計画</p>	<p>【計画期間の設定なし】</p> <p>※ 国は、内閣感染症危機管理統括庁を設置した後に、新型インフル等対策政府行動計画を改定する予定</p>																					



【現行計画（H30～R5年度）について】

- ・平成20年の前計画策定から10年が経過し、**新型インフルエンザ等対策特別措置法**が制定されたことをはじめ、**感染症に関する法制度等が大きく変化していることを踏まえ策定。**
- ・平成28年の感染症法や国の基本指針、「**特定感染症予防指針**」（インフルエンザ(H11.12)、性感染症(H12.2)、結核(H19.3)、麻しん(H19.12)、後天性免疫不全症候群(H24.1)、風しん(H26.3)、蚊媒介感染症(H27.4)に基づく**感染症のほか、本道の地域特性を踏まえ、エキノコックス症についても規定。**

北海道感染症対策連携協議会

〔北海道感染症危機管理対策協議会を改組〕

北海道新興・再興感染症等対策専門会議

〔北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議を改組〕

北海道新興・再興感染症等対策専門会議 医療体制専門部会

〔多様な医療関係団体等から意見を聴取し、具体的な議論を進めるため、R5年度新設(R5年度限り)〕